

## 平成23年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時  
平成23年4月14日（木）  
開会 午前10時00分  
閉会 午前11時00分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 黒 澤 佳 代  
委員 戸 塚 理 人  
委員 岡 本 浩
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
行政課長 河 村 晋  
行政課長補佐兼法務文書係長 田 中 健 一  
行政課法務文書係副主幹 森 下 佳 美
- 7 会議に付した事件  
第2号議案 尾張旭市公平委員会委員長の選挙について  
第3号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について  
第4号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について  
第5号議案 職員相談員の指名の変更について

行政課長	<p>本日は、委員各位におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、前の川合伸子委員長の退任ということで、新たに3月議会で承認いただきました黒澤佳代委員に、4月から4年間、公平委員をお願いすることになりましたのでご紹介します。</p> <p>(黒澤委員あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p>
------	--

行政課長	<p>また、4月1日付け人事異動により事務職員の長江建二が河村晋に、鬼頭純子が田中健一に交代となりましたので、よろしくお願ひします。</p>
事務局 (課長、補佐)	<p>よろしくお願ひします。</p>
行政課長	<p>それでは議事に入ります。議事の進行については、新しい委員長がまだ決まっておられませんので、最初の議案である委員長の選挙につきましては、委員長の職務代理者である戸塚委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それではよろしくお願ひします。</p>
戸塚委員 (職務代理者)	<p>委員3名出席です。</p> <p>地方公務員法第11条に基づき定足数でありますので、ただ今より平成23年第2回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第2号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』第4号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』及び第5号議案『職員相談員の指名の変更について』の4議案です。</p> <p>それでは、第2号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>第2号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』ご説明します。2ページをご覧ください。</p> <p>平成23年3月31日付けで委員長であった川合委員の任期が満了し、4月1日付けで黒澤委員が選任されたため、地方公務員法第10条の規定により、委員の皆様のうちから委員長を選挙していただくものでございます。</p> <p>委員長の候補者につきましては、 戸塚 理人 委員</p>

<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>岡本 浩 委員 黒澤 佳代 委員 の3名でございます。 公平委員会委員長の選挙の方法につきましては、特に規定がなく、地方公務員法第11条に「公平委員会の議事に関し必要な事項は、公平委員会が定める。」との規定がございます。委員の皆様のご意見をお願いします。</p>
<p>戸塚委員 (職務代理者)</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました委員長の選挙の方法について、お諮りしたいと思います。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>指名推薦ではどうですか。</p>
<p>戸塚委員 (職務代理者)</p>	<p>今、岡本委員から指名推薦の方法ではどうかのご意見がありました。他にご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) 他に意見もないようですので、指名推薦の方法としたいのですが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようですので、委員長の選挙の方法は、指名推薦とします。 それでは、指名推薦の方法で委員長の選挙を行います。 どなたか推薦される方はみえますか。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>公平委員会には、職員の処分等に関しまして、多様な案件が提出される可能性が考えられます。そこで、法令等に明るく経験豊富な弁護士であります黒澤佳代委員を推薦します。</p>
<p>戸塚委員 (職務代理者)</p>	<p>それでは、黒澤佳代委員に委員長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) それでは、公平委員会委員長選挙の当選者を、黒澤佳代委員と</p>

戸塚委員 (職務代理者)	<p>いたします。</p> <p>それでは、ここから先は黒澤委員長に議事の進行をお願いいたします。</p>
委員長	<p>(委員長就任あいさつ)</p> <p>はじめに、委員長の職務代理者ですが、地方公務員法第10条の規定によると、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときの職務代理者は委員長が指名することとなっていますので、戸塚委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
戸塚委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、ご説明いたします。3ページをご覧ください。</p> <p>この案の関係法令等をご説明いたしますと、まず地方公務員法第53条第9項に規定がございます。条文は関係法令の抜粋をお配りしておりますが、その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより公平委員会にその旨を届け出なくてはならないというものです。</p> <p>また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとする規定がございます。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があり、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものでございます。変更の内容は、理事その他の役員に関する事項の変更の件でございます。4ページに改任届の写しを添付してございます。当該組合同規約第15条の規定により、2名の役員の改任があり、届出が</p>

<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>あったものでございます。</p> <p>3ページにお戻りいただきまして、第3号議案の下の表をご覧ください。改任されました役員は、執行委員及び監査委員で、執行委員は3名から2名に役員数に変更となっております。</p> <p>また、監査委員は、2名の内、1名役員の交代がございました。</p> <p>なお、5ページには、役員の選出につきましての当該組合の選挙管理委員長による、役員改任の証明書が添付してございます。</p> <p>以上ご説明した変更の届出は、変更登録の要件に適合しているものと思われますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等がありますでしょうか。 (質問なし)</p> <p>ご質問はないようです。</p> <p>尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議はないようですので、尾張旭教育労働者組合の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>それでは、続きまして第4号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>それでは、第4号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』をご説明いたします。6ページをご覧ください。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成23年4月1日の人事異動で教育委員会事務局に技監が設置されたことに伴い、当該公平委員会規則においても関連する部分について、所要の改正を行うものでございます。議案資料の7ページの新旧対照表に沿ってご説明いたします。一部改正の内容については、当該規則の別表中、「教育部次長」の後ろに「技監」を追加するというものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするもの</p>

	<p>でございます。</p> <p>以上が今回の改正の概要でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
岡本委員	<p>技監を置くのは、何か新しく整備が始まるためですか。</p>
行政課長	<p>市長部局には技監があり、技術職でございます。教育委員会では、今年度から20年から30年かけて、小中学校を大幅リニューアルする計画がありますので、そのために技監を置く必要が生じたものでございます。</p>
戸塚委員	<p>職務が新しく出来るときは、元が変わればいいと思うが、公平委員会に諮らなければいけないものなのですか。</p>
事務局（課長補佐）	<p>地方公務員法第52条で、技監などの管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めると規定されています。</p>
委員長	<p>ほかに、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>（質問なし）</p> <p>ご質問もないようです。</p> <p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議もないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして第5号議案『職員相談員の指名の変更について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>

事務局	<p>第5号議案『職員相談員の指名の変更について』ご説明いたします。8ページをご覧ください。</p> <p>この案の関係法令をご説明しますと、平成17年4月に制定いたしました『尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則』の第3条に、「公平委員会の委員及び事務職員並びに苦情相談の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（職員相談員）として指名することができる」という規定がございます。</p> <p>このたび平成23年4月1日付けの人事異動で、公平委員会事務職員3名のうち、長江建二と鬼頭純子が解任され、新たに事務職員として河村 晋と田中健一が任命されたため、「職員相談員」を指名変更する必要が生じたものでございます。</p> <p>以上が第5号議案についての説明でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、これをもちまして平成23年第2回尾張旭市公平委員会を、閉会いたします。</p>
行政課長	<p>(お礼のあいさつ)</p>